社労士 ふ く し ま 月間情報 No.185
2012.12 月号

福島県社会保険労務士会
発行担当者 副会長 菅野 隆
http://fukushima-sr.jp
E-mail fukusha@green.ocn.ne.jp
〒960-8252
福島市御山字三本松 19-3
TEL０２４－５３５－４４３０
FAX０２４－５３４－５４３２

目 次

P1 県会情報 ・研修会の予定
・会員名簿の作成 ・年金・労働総合相談所
P2 連合会情報 ・電子申請 ・毎月勤労統計調査
・連合会 HP 会員専用ページ情報 ・参考図書
P3 支部 ・いわき支部研修会
関係機関だより ・福島労働局
・協会けんぽ ・社会保険ふくしま
P4 事務局だより
P5 理事会報告

1. 新入会員研修会の開催について(P10～)

申込締切日:平成 25 年 1 月 10 日(木)必着

県 会 情 報

1. 研修会の予定

新入会員研修会	平成25年 1月25日（金）～ 26日（土） かんぽの宿 （磐梯熱海温泉）	社労士制度の概要、社労士会の組織・権利・義務・会則等、社労士業務におけるホームページの有効活用、顧問先開拓と事務所経営について	会長等
		委託契約の締結とその留意点及び基本倫理、労働保険事務組合について、所得税及び消費税	副会長 金子昌明氏 等
倫理研修	平成25年3月15日㈮ 13：00～17：00 コラッセふくしま	社会保険労務士の職業倫理等の解説、グループディスカッション、事例（説例問題）解説	副会長 菅野隆氏等

※倫理研修については、5 年に 1 度全会員が受講していただくことになっております。今年度の受講対象者には別紙ご案内を同封しておりますので、1 月 30 日（水）までに必ず受講確認書の提出をお願いいたします。

2. 名簿の作成について

平成25年2月1日付で新しい名簿を作成する予定です。変更事項または誤りがありましたら平成25年1月10日（木）までにご連絡ください。名簿は、会員のほか関係行政及び関係団体へ配布することとなります。

なお、住所・事務所所在地等を変更された場合、FAXを新設された場合等は、所定の手続が必要となりますのでご連絡ください。

3. 年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
24 年度(10 月)	6 件	6 件	5 件	5 件
11/28(水)	2 件	2 件	1 件	1 件
今年度実績	8 件	8 件	6 件	6 件
総計	H15.6～24.11　130 件		19.7～24.11　82 件	

【次回相談員　菅野哲子／久井貴弘】

連合会情報

1．　労働保険適用徴収関係手続に係る電子申請の受付の一時停止について

労働保険適用徴収システムの機器更改に伴い、一定期間、e-Gov において労働保険適用徴収関係手続にかかる電子申請の受付が停止されます。電子申請をご利用の際は、下記事項にご注意ください。

○　**労働保険適用徴収関係手続に係る電子申請の受付停止期間**

平成 24 年 12 月 15 日（土）0 時～平成 25 年 1 月 15 日（火）8 時まで

受付停止期間中は、電子申請による届出ができないことから、所轄労働基準監督署等への持参等により届出を行うこと。

※詳細につきましては、連合会ホームページ「電子申請情報」から、もしくは「e-Gov」HP に登載されておりますので、そちらもご確認ください。

http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/ministry/news_MHLW.html

2．　毎月勤労統計調査(第二種事業所)に対する調査協力依頼について（P6）

別紙（P6）のとおり厚生労働省より調査協力依頼がありました。ついては、会員事務所及び関与先事業所が調査の対象に指定されました際にはご協力方よろしくお願いいたします。

3．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 平成 24 年度の両立支援助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）の受付再開について
- 平成 24 年 4 月分以降の国民年金保険料免除期間に係る基礎年金額について
- 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」等の公布について
- 平成 25 年における厚生年金保険法附則第 17 条の 14 等の規定による延滞金の割合の特例について
- 厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について

＜トレンドボックス＞

- 厚生年金保険被保険者の住所変更届の励行を図るための措置に係るあっせん（指示・依頼）

４．　参考図書の頒布のご案内

連合会の編集による社会保険労務六法等平成 25 年版参考図書を頒布しております。

購入希望の方は、「月間社労士 11 月号」巻末の申込案内か、連合会ＨＰをご覧いただき、直接連合会までお申し込みください。県会では販売はしておりませんのでご注意ください。連合会ＨＰ　http://www.shakaihokenroumushi.jp/general-person/book/

図　書　名	特別価格（税込・送料込）
社会保険労務六法平成 25 年版 （平成 24 年 11 月発行）	6,700 円
社会保険労務ハンドブック平成 25 年版 （平成 24 年 11 月発行）	3,500 円
社会保険の実務相談 （平成 24 年 7 月発行）	2,200 円
労働基準法の実務相談 （平成 24 年 7 月発行）	2,200 円
労働保険の実務相談 （平成 24 年 7 月発行）	2,000 円

支部

1．第 2 回いわき支部研修会

1.日　　時　　平成24年12月14日（金）　　13：50～17：00

2.場　　所　　LATOV　6F　いわき産業創造館　会議室1

3.研修内容　　「(仮題）労働紛争事例を基に考える」14：00～17：00

講師　虎ノ門パートナーズ法律事務所

弁護士、社会保険労務士　中野　厚徳　氏

関係機関だより

1．平成 25 年４月 1 日から高年齢者雇用安定法が施行されます（P7～9）

・・・福島労働局

詳しい内容、パンフレット等については、福島労働局 HP をご確認ください。

http://fukushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

2．最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。

配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

3．社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会HP （http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

11 月 1 日～30 日　総アクセス数 864

（内訳：新規 482　リピーター：382）

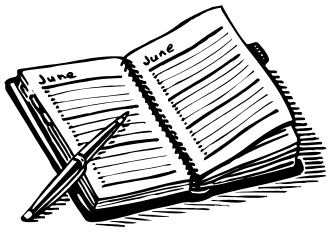

※ 「社会保険労務士手帳 2013」の無償配布について

「社会保険労務士手帳 2013」を 1 冊同封いたしましたのでご活用ください。

※ 年末年始の休みのお知らせ

県会事務局は 12 月 29 日（金）～1 月 6 日（日）まで休みとなります。

会務報告及び予定

11月　13日　日本政策金融公庫「中小企業経営セミナー」（会津商工会議所）
14日　中小企業復興支援セミナー（南相馬市民情報交流センター）
16日　北海道・東北地域協議会主催南部3県労務管理研修会（KKRホテル仙台）
21日　全国政連設立35周年記念式典（東京會舘）
27日　中小企業復興支援セミナー（スパリゾートハワイアンズ）
28日　第115回年金・労働総合相談所（事務局）
28日　日本政策金融公庫「中小企業経営セミナー」（郡山市労働福祉会館）
29日　第27回関係「士」業懇談会（福島県土地家屋調査士会）
30日　第3回理事会、第3回幹事会（福島ビューホテル）
30、12月1日　北海道・東北地域協議会主催3号業務研修会（福島ビューホテル）

12月　2日　増子輝彦前衆議院議員「国政報告会・望年会」（いわきワシントンホテル）
3日　第2回業務委員会、第1回特別調査委員会（事務局）
6日　中小企業復興支援セミナー（ホテルハマツ）
9日　増子輝彦前衆議院議員「政談演説会」（ホテルハマツ）
14日　第2回いわき支部研修会（いわきLATOV）
15日　東北学院大学大学院社会人入学説明会（事務局）
19日　地域社会保障教育推進事業講義（長沼高校）
26 日　第 116 回年金・労働総合相談所
1 月　11 日　行政書士会新年賀詞交歓会（郡山ビューホテルアネックス）
20 日　第 2 回成年後見制度推進のための情報交換会（TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	郡山	12/1 付 入会 開業	ｲｼﾊﾗ　ｶﾂﾋﾛ 石原　克洋	石原経営労務マネジメントサービス 郡山市富久山町久保田字南田 57-1 ﾄﾋﾟｱ郡山 A 棟 102 号 TEL 080-8204-4797

第3回　理　事　会　報　告

日　時　平成24年11月30日（金）10：00～11：20
場　所　県会事務局（福島市）
出席者　13名　鈴木会長、金子・冨田・宍戸副会長、武田常任理事、
　　佐藤・菱沼・久井・大原・齋藤・箱崎・中目・長倉理事
欠席者　5名　　菅野副会長・草野常任理事、星・馬場・蓬田理事

報告事項

・ 東日本大震災支援事業、研修会、経営労務監査事業、街角の年金相談センター等年金相談事業、ＡＤＲ、年金・労働総合相談所、委託事業、推進月間への取り組み、その他省略

審議事項

１．　東日本大震災復興支援について（会則第34条第2号）

(1)　被災者支援相談会

浪江町役場（二本松市）における年金出張相談について、当初、街角の年金相談センター福島の業務として行う予定であったが、契約の変更が必要であり、年度途中での契約変更ができないことから、復興支援事業とし、また、日本年金機構と県会で契約締結している記録確認等を主にして行うこととした。なお、相談会には、東北福島年金事務所の年金出張相談と一緒に行い、年金見込額等の相談については年金事務所、年金記録等の相談については社労士会が対応する。社労士会の相談員は、県会が借用しているWMを持参し記録確認等を行うため相談センター福島の社労士相談員があたることとする。

【今年度の開催日及び担当者】

12 月 19 日（水）菅沼恒博会員　　１月 23 日（水）鈴木昇七郎会員
２月 20 日（水）佐藤公子会員　　３月 21 日（木）大原百合会員

また、平成25年３月広野町に「法テラスふたば（仮称）」を設置が発表され、二本松同様に社労士の派遣要請があった場合には対応する方向で検討する。

(2)　中小企業復興支援セミナーの開催～これまでの状況、今後の予定

相　馬：11 月 14 日（水）南相馬市民情報交流センター　参加者数 13 名
いわき：11 月 27 日（火）スパリゾートハワイアンズ　参加者数 19 名、相談２件
郡　山：12 月 6 日（木）　郡山ホテルハマツ　参加者数 46 名
福　島：2 月 8 日（金）　ホテル福島グリーンパレス

２．　情報提供に関する特別調査委員会の対応について（会則第34条第3号、第7号）

調査報告並びに今後の対応について協議した。

３．　自治体等への労働条件審査の導入の働きかけについて（会則第34条第2号）

政連の民主党県連への働きかけにより県内各市の窓口となる市議会議員の紹介を受けたので、総選挙後、政連と連携し、自治体での労働条件審査導入について働きかけを行う。

写

統発１１１６第３号
平成２４年１１月１６日

全国社会保険労務士会連合会
会長　金田修　殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、労働者の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて行っています。事業所の規模により調査対象事業所を２種類に分け、常用労働者を常時３０人以上雇用する事業所は第一種事業所として通信によって、５～２９人を雇用する事業所は第二種事業所として各都道府県知事が任命した統計調査員が実際に事業所を訪問することによって調査を行っています。

このうち、第二種事業所の調査は、二段階からなり、まず、別添「指定調査区市区町村名一覧」に掲げる地域に所在する貴会会員の所属する事業所も含めた全事業所を、統計調査員が平成２５年１～２月にかけて訪問し、事業所名、事業所所在地、常用労働者数、主な生産品の名称又は事業の内容などの事業所の属性を主に調査させていただきます。

次に、先の調査で明らかになった５～２９人を雇用する事業所の中から無作為に調査対象事業所を指定します。貴会会員の所属する事業所が指定された場合には、平成２５年７月分から、原則として１８か月間連続で、統計調査員が毎月初旬に訪問し、雇用、賃金、労働時間について前月の実績を調査させていただきます。この場合、平成２５年７月に統計調査員は調査依頼の訪問を、８月初旬に初回の聴き取りを行うこととなります。

つきましては、調査の趣旨をご理解の上、貴会会員の所属する事業所への周知・協力方格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

参考までに、毎月勤労統計調査要綱、第二種事業所調査票（全国・地方）、パンフレットの「毎月勤労統計調査について」及び「まいきん」を添付いたします。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針

平成24年11月9日厚生労働省告示第560号

第1　趣旨

この指針は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項の規定に基づき、事業主がその雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため講ずべき同条第1項に規定する高年齢者雇用確保措置（定年の引上げ、継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入又は定年の定めの廃止をいう。以下同じ。）に関し、その実施及び運用を図るために必要な事項を定めたものである。

第2　高年齢者雇用確保措置の実施及び運用

65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者雇用確保措置に関して、労使間で十分な協議を行いつつ、次の1から5までの事項について、適切かつ有効な実施に努めるものとする。

1　高年齢者雇用確保措置

事業主は、高年齢者がその意欲と能力に応じて65歳まで働くことができる環境の整備を図るため、法に定めるところに基づき、65歳までの高年齢者雇用確保措置のいずれかを講ずる。

2　継続雇用制度

継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とする制度とする。この場合において法第9条第2項に規定する特殊関係事業主により雇用を確保しようとするときは、事業主は、その雇用する高年齢者を当該特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契約を、当該特殊関係事業主との間で締結する必要があることに留意する。

心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当する場合には、継続雇用しないことができる。

就業規則に定める解雇事由又は退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇や退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできる。また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。なお、解雇事由又は退職事由とは異なる運営基準を設けることは高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号。以下「改正法」という。）の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。

ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。

3　経過措置

改正法の施行の際、既に労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めている事業主は、改正法附則第3項の規定に基づき、当該基準の対象者の年齢を平成37年3月31日まで段階的に引き上げながら、当該基準を定めてこれを用いることができる。

4　賃金・人事処遇制度の見直し

高年齢者雇用確保措置を適切かつ有効に実施し、高年齢者の意欲及び能力に応じた雇用の確保を図るために、賃金・人事処遇制度の見直しが必要な場合には、次の(1)から(7)までの事項に留意する。

(1)　年齢的要素を重視する賃金・人事処遇制度から、能力、職務等の要素を重視する制度に向けた見直しに努めること。

この場合においては、当該制度が、その雇用する高年齢者の雇用及び生活の安定にも配慮した、計画的かつ段階的なものとなるよう努めること。

(2)　継続雇用制度を導入する場合における継続雇用後の賃金については、継続雇用されている高年齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、適切なものとなるよう努めること。

(3)　短時間勤務制度、隔日勤務制度など、高年齢者の希望に応じた勤務が可能となる制度の導入に努めること。

(4)　継続雇用制度を導入する場合において、契約期間を定めるときには、高年齢者雇用確保措置が65歳までの雇用の確保を義務付ける制度であることに鑑み、

65歳前に契約期間が終了する契約とする場合には、65歳までは契約更新ができる旨を周知すること。

また、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。

(5) 職業能力を評価する仕組みの整備とその有効な活用を通じ、高年齢者の意欲及び能力に応じた適正な配置及び処遇の実現に努めること。

(6) 勤務形態や退職時期の選択を含めた人事処遇について、個々の高年齢者の意欲及び能力に応じた多様な選択が可能な制度となるよう努めること。

この場合においては、高年齢者の雇用の安定及び円滑なキャリア形成を図るとともに、企業における人事管理の効率性を確保する観点も踏まえつつ、就業生活の早い段階からの選択が可能となるよう勤務形態等の選択に関する制度の整備を行うこと。

(7) 継続雇用制度を導入する場合において、継続雇用の希望者の割合が低い場合には、労働者のニーズや意識を分析し、制度の見直しを検討すること。

5 高年齢者雇用アドバイザー等の有効な活用

高年齢者雇用確保措置のいずれかを講ずるに当たって、高年齢者の職業能力の開発及び向上、作業施設の改善、職務の再設計や賃金・人事処遇制度の見直し等を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に配置されている高年齢者雇用アドバイザーや雇用保険制度に基づく助成制度等の有効な活用を図る。